

## 業務委託契約に係る公募について

次のとおり受託者を公募する。

令和7年2月21日

香川県広域水道企業団

中讃ブロック統括センター所長 平尾 哲男

### 1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 水道メーター取替業務委託（坂出市）
- (2) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 委託業務の内容 公募実施要領の別添「仕様書」による。
- (4) 履行場所 香川県広域水道企業団給水区域内のうち、坂出市管理区域。  
（宇多津町吉田地区含む）
- (5) 取扱予定件数(内訳)  
別紙、公募実施要領2（3）のとおりとする。

※ 取扱予定件数は収納件数を保証するものではなく、予定件数が増減しても、異議を申し立てないものとする。

### 2 応募資格

要求仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有するほか、次に掲げる全ての要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成30年香川県広域水道企業団告示第3号）に基づく指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 応募者（または応募者の会員）が、香川県広域水道企業団が発注した水道メーター取替業務の実績を有する者。
- (5) 企業においては、坂出市内に本社又は営業所があること。組合等においては坂出市で活動できること。なお、法人格のない組合等については、定款又はこれに代わるもの、事業報告書及び決算書又はこれにかわるものによって、事業内容及び営業範囲が確認できる団体であること。

- (6) 参加する組合、単体企業、代表者及び構成員が、本業務に参加する他の組合、共同企業体の代表者及び構成員でないこと。

### 3 応募方法

#### (1) 提出書類

- ① 応募意思表明書（様式1）
- ② 2の(5)の要件を満たすことを証明する書類（任意）

#### (2) 受付期間

令和7年2月21日（金）から3月5日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下、「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

#### (3) 提出先

〒762-0082 丸亀市飯山町川原 1114 番地 1（飯山市民総合センター4階）  
香川県広域水道企業団中讃ブロック統括センター お客さまセンター  
電話番号 0877-98-1108 FAX 0877-98-1113  
E-Mail : chusan\_okyakusama@union.suido-kagawa.lg.jp

#### (4) 提出方法

直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）によるものとし、電話、電報、FAX、電子メール、宅配便等は不可とする。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、令和7年3月5日（水）午後5時までに必着すること。

### 4 説明会

説明会は開催しない。

### 5 質問の受付、回答

応募意思表明書を提出した者若しくは、提出を予定している者で、参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり行うこと。

#### (1) 受付場所

3の(3)の場所

#### (2) 受付期限

令和7年3月5日（水）午後5時

#### (3) 提出方法

質問書（様式2）を使用して、FAX又は電子メールで提出すること。なお、送信時には、質問書を送信した旨を必ず3の(3)に記載の電話に一報すること。

#### (4) 回答

回答は、応募者資格要件に適合した者全員に電子メールで送付する。

## 6 見積書依頼

応募資格要件に適合したものに対し、見積徴収を行い、予定価格の範囲内で最も安価な見積書を提出したものを契約予定者とし、企業団が作成する契約書により契約を締結する。

## 7 その他

- (1) 本案件は、令和7年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときにその効力が生ずる。
- (2) 契約者は中讃ブロック統括センター所長とする。
- (3) 参加者は、本公告のほか、会計規程、契約規程等の内容を遵守しなければならない。